

中山間地域等直接支払制度について

制度の概要

中山間地域等直接支払制度とは急な傾斜を持つ地域など農業を営む上で、不利な条件を抱える地域をサポートするための制度です。

平成 27 年度からは第四期対策（H27～31 年度）が開始され、松川村においても現在、7 つの集落が対象となっています。

（1）対象地域

- ・地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法等）で指定された地域
- ・知事が指定する地域

*松川村では

川西北部・川西中部・川西南部・西原北部・西原南部・鼠穴北部・鼠穴南部
が対象地域となっています。

（2）対象農用地

区分	田	畑
急傾斜	1 / 20 以上	15 度以上
緩傾斜	1 / 100 以上 1 / 20 未満	8 度以上 15 度未満

※農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内に存する一団の農用地を対象

（3）対象者

集落等を対象とする協定を締結し、5 年間農業生産活動等を継続する農業者等

（4）交付単価

地目	区分	体制整備単価（円 / 10 a）
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500

松川村の実施概要 (H28)

- 集落協定及び個別協定の締結実績

(単位：件、戸、㎡、円)

区 分	協定締結数	交付農用地面積	交付額
集 落 協 定	7	1,234,785	21,797,694
個 別 協 定			
計	7	1,234,785	21,797,694

- 各集落への交付額

(単位：円)

集落名	交付額
川西北部	1,677,480
川西中部	2,539,003
川西南部	2,036,337
西原北部	5,072,178
西原南部	5,207,165
鼠穴北部	3,350,783
鼠穴南部	1,914,748

- 集落協定における直接支払交付金の使用実績

(単位：円、%)

交付金総額	共同取組活動分		農業者等分	
	金額	割合	金額	割合
21,797,694	9,946,764	45.6	11,850,930	54.4

● 活動内容

①農業生産活動を継続するための活動の実施状況

➤ 農用地に関する事項

活動内容	実施協定数
(ア) 耕作放棄されそうな土地の農作業委託	7
(イ) 既荒廃地を協定地を含む場合の復旧もしくは林地化	1
(ウ) 既荒廃地を協定地に含まない場合の保全管理	1
(エ) 農地法面の崩壊防止のための定期点検	7
(オ) 協定農用地への柵等の設置による鳥獣害防止	
(カ) 限界的農地の林地化	
(キ) 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備	
(ク) 担い手の確保	
(ケ) 地場農産物の加工・販売	
(コ) その他	

➤ 水路・農道等の管理方法

	活動内容	実施協定数
水路	水路清掃	7
	草刈り	7
	その他	
農道	簡易補修	7
	草刈り	7
	その他	
その他		

➤ 多面的機能を増進する活動

活動内容	実施協定数
(ア) 農地と一体となった周辺林地等の草刈り	7
(イ) 棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営	
(ウ) 景観作物の作付け	
(エ) 土壌流亡に配慮した営農	
(オ) 体験民宿	
(カ) 魚類・昆虫類の保護	
(キ) 冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保	
(ク) 粗放的畜産の実施	
(ケ) 堆きゅう肥の放肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鮭の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等の実施	
(コ) その他	

②体制整備のための前向きな活動の実施状況

区分	活動項目	実施協定数
A 要件	機械・農作業の共同化	
	高付加価値型農業の実践	
	農業生産条件の強化	7
	担い手への農地集積	
	担い手への農作業の委託	1
B 要件	新規就農者等の確保	
	地場産農産物等の加工、販売	
	消費・出資の呼び込み	
C 要件	集団的かつ持続可能な体制整備	7